

平成29年度

商工会議所等指導事業補助金

評価表

NO.

32

所管部課名	商工政策課	担当者	武田 牧人										
事務事業名	商工振興費												
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、商工会議所等指導補助金交付要領												
補助経過年数	11年以上15年以下												
平成29年度 予算額	27,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 27,000 千円	その他 千円	その他の内容								
	指標名		目標値		目標年度								
成果指標①	商工会議所、商工会においての相談及び指導件数		11,000件		平成34年度								
成果指標②													
補助対象者	川内商工会議所、薩摩川内市商工会												
補助対象経費	組織の運営に要する経費												
補助対象事業・活動の内容	(1) 中小企業への各種指導事業 ・ 中小企業相談所 ・ 経営、税務に関する巡回指導、説明会 ・ 労働保険等の事務代行 等 (2) 地域活性化等に関する事業 ・ 中元大売出し ・ 歳末大売出し ・ 総合振興事業(各種イベントの開催) 等												
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他											
補助金額又は補助率	川内川内商工会議所 8,000千円、薩摩川内市商工会 19,000千円												
上記項目の積算方法	予算の範囲内												
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度							
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)						
	収入	自己資金	237,710,175	63.1%	177,618,082	59.0%	210,315,915	61.9%					
		会費・手数料収入	62,760,175	16.7%	63,963,082	21.2%	61,862,915	18.2%					
		事業収入	174,950,000	46.4%	113,655,000	37.7%	148,453,000	43.7%					
		市補助金(商工振興費)	22,000,000	5.8%	22,000,000	7.3%	27,000,000	7.9%					
		市補助金(その他)	3,000,000	0.8%	2,548,444	0.8%	1,349,000	0.4%					
		国・県等補助金	54,793,073	14.5%	52,618,793	17.5%	52,137,866	15.4%					
		繰入金	12,434,000	3.3%	11,365,000	3.8%	9,635,000	2.8%					
		(前年度繰越金)	13,124,726	3.5%	18,267,773	6.1%	14,675,362	4.3%					
		その他	33,848,000	9.0%	16,875,000	5.6%	24,848,000	7.3%					
		計	376,909,974	100.0%	301,293,092	100.0%	339,961,143	100.0%					
	支出	事業費	176,639,303	46.9%	111,744,495	37.1%	145,271,759	42.7%					
		管理費	124,326,898	33.0%	125,497,235	41.7%	126,472,173	37.2%					
		繰出金	14,580,000	3.9%	24,342,000	8.1%	8,021,000	2.4%					
		その他経費	43,163,000	11.5%	24,949,000	8.3%	38,340,320	11.3%					
		(翌年度繰越金)	18,200,773	4.8%	14,760,362	4.9%	21,855,891	6.4%					
		計	376,909,974	100.0%	301,293,092	100.0%	339,961,143	100.0%					
		支出計/前年度支出計				79.9%	112.7%						
		自己資金/前年度自己資金				242.3%	118.4%						
		翌年度繰越金/市補助金		72.8%		60.1%	78.1%						
	交付件数		2件	2件	2件	2件	2件						
	成果指標の推移①		11,850件	10,412件	10,192件	10,192件	10,192件						
	成果指標の推移②												
特記すべき事項等	【前回評価】 平成26年度「現状のまま継続」・平成24年度の補助金評価委員会の指摘を受け、商工会の繰越金は年々少なくなっている。商工会議所についても今一度交渉されたい。												
	【前回評価への回答】 繰越金の適正化について補助金申請時においている。各団体も自助努力による歳入確保、歳出削減に取り組んで頂いているところである。												
	【今年度改善点】	特になし											
	【事業のPR方法】	市広報紙等により、2団体実施の検定試験、研修、各種イベントを案内している。											
	【費用対効果】	商工会議所、商工会が実施する創業支援や経営指導により、中小企業の安定経営が図られる。											
【補助事業以外の事業】	法の定めるところにより、団体自身の営利および特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としない、公益的事業である。												
	【その他】 薩摩川内市商工会について、平成27年度より甑地域で1名、東郷地域で1名県指導員の減に伴う補填を平成28年度から3年間に限り行なっている。												

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内商工会議所、薩摩川内市商工会の指導事業の支援等を行うことにより、市内中小企業の活性化を促し、街全体の活性化を図っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 中小企業の安定経営や活性化のため、地域の実情を詳細に把握し、中小企業の経営指導やサポート等を行う商工会議所、商工会への支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	商工会においては、平成29年3月に「経営発達支援計画」が国の認可を受ける等、市内商工業者を支援するための有効な事業を積極的に展開している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	商工会および商工会議所は、市内のみならず全国的なネットワークを有しており、そこから得られる情報および専門的知見を活用することにより、より効果的な事業を実施できる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	人口減少に歯止めがかからない現状において、中小企業の経営支援や各種地域づくりは一層重要な施策となっており、収入に占める補助金の割合も、妥当なものである。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	中小企業者の積極的な支援をおこなっており、新規会員の確保等努力されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	商工会議所法、商工会法の定める原則に基づき、団体自身の営利および特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする事業は行っておらず、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	薩摩川内市総合戦略においても、産業競争力強化、安心・快適な職場環境等づくりの促進等が重要施策として掲げられており、施策の推進において、商工会議所、商工会の有する専門的指導は有効であり、市の補助金等の交付は、適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助目的は明確であるが、補助額については年次的に検討する。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 少子化、人口減少が加速するなかで、市内中小事業者等への経営支援による雇用の創出、魅力ある雇用環境づくりは喫緊の課題である。その支援策として、商工会議所及び商工会の持つネットワーク、専門的知見を活用した事業の展開は有効であり、引き続き現状のままの補助が必要である。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

商工会議所等指導事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商工会議所等指導事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 中小企業者等への各種指導事業
- (2) 地域活性化等に関する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に商工会議所等指導事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の中小企業者等へ積極的な支援に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成28年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出				計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	管理費	その他	繰越金		
1	薩摩川内市商工会	19,000,000	30,729,915	9,804,228	59,534,143	18,163,759	35,499,173	518,320	5,352,891	59,534,143	
2	川内商工会議所	8,000,000	179,586,000	92,841,000	280,427,000	127,108,000	90,973,000	45,843,000	16,503,000	280,427,000	
3					0					0	
4					0					0	
5					0					0	
6					0					0	
7					0					0	
8					0					0	
9					0					0	
合計		27,000,000	210,315,915	102,645,228	339,961,143	145,271,759	126,472,173	46,361,320	21,855,891	339,961,143	